

大崎市小学校跡地等の利活用検討方針

大崎市市民協働推進部

令和3年3月【改訂】

目 次

背 景	1
1 小学校跡地等利活用の基本的な考え方	1
(1) 地域コミュニティへの対応	
(2) 全市的なニーズへの対応	
(3) 民間事業者等（行政機関含む）の導入	
(4) 複合的施設の活用	
(5) 処分（除却・売却）等の実施	
2 利活用にあたっての留意点	4
(1) 地域防災への配慮	
(2) 試験的運用期間の設定	
3 小学校跡地等利活用検討の進め方	4
(1) 地域ビジョン（地域の将来構想・展望）の共有	
(2) 地域ビジョンへの対応	
(3) 地域ビジョンの基本方針（具現化へ向けて）	
(4) 庁内の体制整備	
【検討の流れ】	5

背 景

大崎市教育委員会では、「子どもたちにとって望ましい教育環境」を整備するため、平成24年3月に「大崎市学校教育環境整備指針」を策定し、10項目にわたる将来像を掲げるとともに、その実現のための推進手法を定めました。

その中の「教育施設再編の必要性と統廃合の推進」では、3つの将来像を具現化するため、前期と後期に行う事業計画の推進手法が示されています。特に後期計画（平成27年度～令和5年度）では、市内各地域の小学校の統合検討が示されており、中学校区単位に区分して望ましいと考えられる推進手法や実施時期が記載されています。

一方、小学校は、地域コミュニティの中で重要な役割を担っていることから、統廃合により空いた校舎や体育館、校庭などの有効な利活用に努める必要があります。

このことから、本方針では、小学校の利活用を検討する上での基本的な考え方や検討手法についてお示しするものです。

1 小学校跡地等利活用の基本的な考え方

現在の校舎や体育館、校庭などを活用し、地域課題の解決や地域振興、交流や憩いの場としての利活用を基本としますが、それぞれの施設の老朽化や維持管理費用、利用状況といった公共施設マネジメントの視点、地域活動や地域経済への貢献といった視点から総合的に利活用を検討するものです。

また、公共施設等の全体を把握し、将来のまちの姿を見据え、戦略的・計画的に更新・統廃合・長寿命化等を行い、公共施設等に係るコストと便益を最適な状態で保有、運営、維持するため、長期的な視点を持って公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進を目的として「大崎市公共施設等総合管理計画」を策定しており、この計画との整合性を図りながら検討を進めるものとします。

なお、地域の意向（地域の特徴や特性）を尊重するものの、市からの提案がある場合には一緒に検討することとし、全市的なニーズ及び民間事業者等の導入を視野に入れ検討します。

本市の財政状況から公の施設として利活用する場合を除き、施設の改修や修繕、維持管理に係る費用等の財源を見出せない場合又は閉校後おおむね5年の経過を目途に施設の利活用が成されない場合には、処分等についても検討を進めていきます。

(1) 地域コミュニティへの対応

小学校は、子どもたちの「学びの場」としてのみならず、地域住民の「心の拠り

どころ」や「地域のシンボリックな存在」となってきた経緯があります。

このことから小学校跡地等を利活用し、人口減少社会（地域）・高齢化への対応、さらには地域生活を維持・継続していくための拠点として活用します。

活用事例：①札幌高原館（地元畜産農家によるソーセージ・チーズ工場）

②さんさん館（地域農産物等活用型総合交流促進施設：宿泊施設）

③小畠総合福祉施設（高齢者住居，配食センター，託児所，
放課後児童施設）

④伊吹山文化資料館（自然と文化をメインにした体験型総合資料館）

⑤遠野早池峰ふるさと学校（農家レストラン，農産物等直売所，
体験型交流施設）

（2）全市的なニーズへの対応

小学校跡地等は、大崎市民共有の財産であることから、本市の重点施策や市民ニーズの実現のために必要と思われる場合は、有効的に活用します。

活用事例：①京都芸術センター（芸術振興施設）

②大島看護専門学校（看護師養成学校）

③上勝町営複合住宅（U・Iターン者のための賃貸事務所及び町営住宅）

④篠山チルドレンズミュージアム（体験型子ども博物館）

⑤星ふる学校（宿泊型体験学習施設：林業・自然観察・伝統工芸文化・
郷土料理体験）

⑥森と風のがっこう（自然エネルギー・自然体験活動等の研修施設）

⑦東麻布保育室（保育所）

（3）民間事業者等（行政機関含む）の導入

民間事業者などの組織・団体等が利活用する場合は、全市的な視点と地域的な視点の双方から検討し、市及び地域の活性化等に寄与するなど有益な場合は積極的な導入を進めます。

活用事例：①夕張みどりの園（養護老人ホーム）

②ふれあい工房あぎし（知的障害者授産施設）

③西日暮里スタートアップオフィス（貸しオフィス）

④JAPAN サッカーカレッジ（サッカーの選手及びトレーナー等
育成の専門学校）

⑤りら創造芸術高等専修学校（芸術系の高等専修学校）

⑥イーレ！はせくら王国（農産物等直売所，体験型コーナー等）

(4) 複合的施設の活用

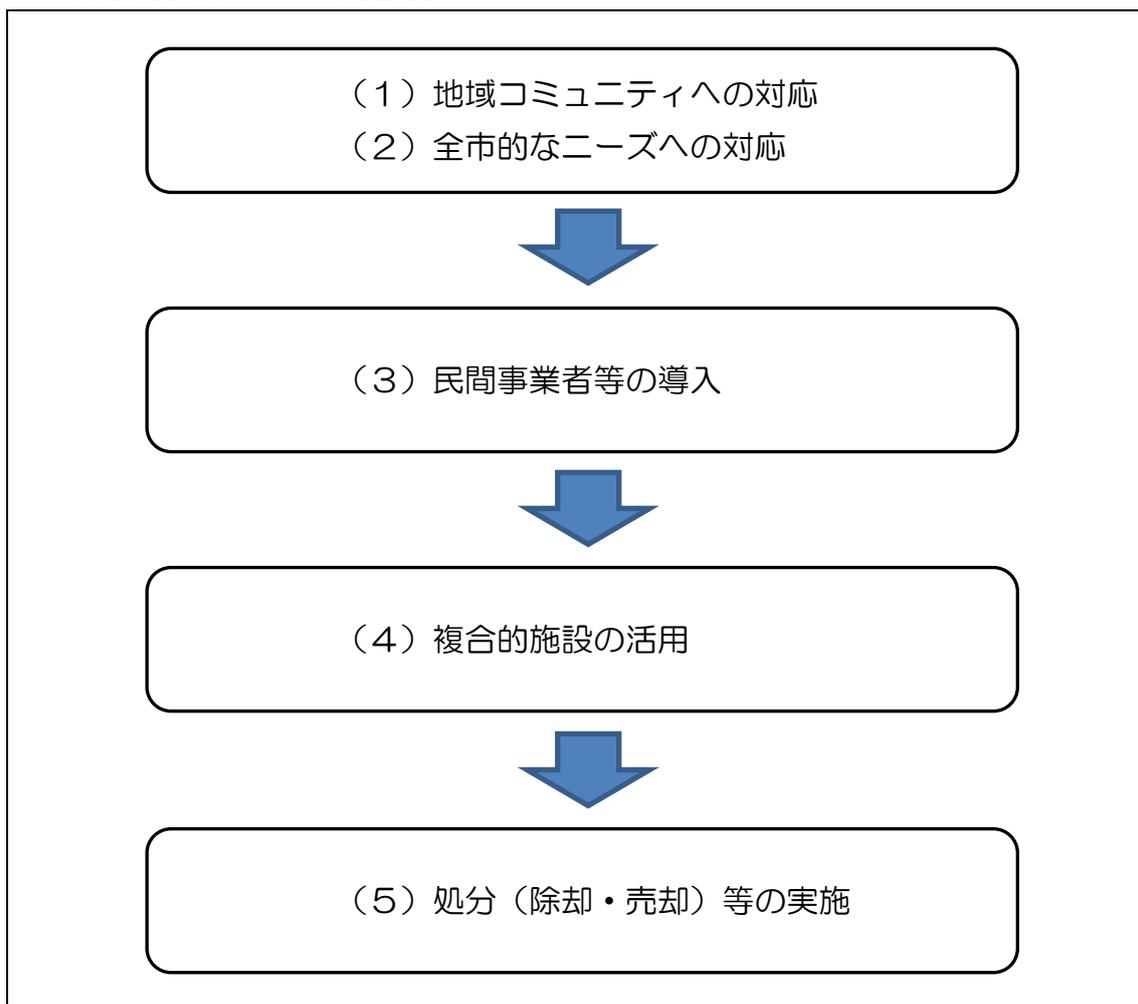
上記(1)～(3)の組み合わせ等も想定し、関係者間の合意形成が成され、地域生活の維持・継続に有効と見込まれる場合は、複合施設としての利活用を進めます。

- 活用事例：①地域ケアプラザ・コミュニティハウス・インターナショナルスクール
②デイサービス・デイケア事業、保育事業、多世代交流事業
③レストラン・宿泊施設・温泉施設・特産品直売・パン販売・
農業体験・ほうとう及び蕎麦づくり・歴史資料館
④福祉・教育・保健・医療の統合施設

(5) 処分（除却・売却）等の実施

施設の老朽化や耐震性から最終的に利活用に結びつかない施設については施設を解体し、土地の売却や有償貸付を検討します。

<利活用検討における優先度>



2 利活用にあたっての留意点

(1) 地域防災への配慮

小学校跡地等は、閉校後も本市の避難所として利用されることが想定されるため、防災拠点施設としての機能面に配慮する必要があります。

(2) 試験的運用期間の設定

地域住民により管理・運営する場合は、本格的な活用までは試行錯誤が予想されることから、中・長期的な視点をもって取り組むことに配慮します。

3 小学校跡地等利活用検討の進め方

地域の意向及び市からの情報提供や提案をもとに検討を進めます。

人口減少社会に直面している我が国において、人口の都市部への流出（一極集中）とあわせ地方では著しい人口減少と少子高齢化が加速しています。

このような中で本市では、地域内での人・物・金の循環＝地域資源の地域内循環を確立することにより、人口減少地域でも持続可能な地域社会の存続を目指していきます。

今回の小学校跡地等利活用は、地域の将来を見据えた対応策の一つとして検討するものです。

(1) 地域ビジョン（地域の将来構想・展望）の共有

自らが「住み・暮らす」地域をどのようにしたいのかといった将来像を共有し、そのためには何をすべきか、といったことを地域住民と行政と一緒に考える（話し合う）プロセスを重視し進めます。

(2) 地域ビジョンへの対応

地域ビジョンが見えたところで、その実現に向けての意見やアイデア等を出し合いながら取り組み内容（事業）等を検討します。共通認識を持ちながら進めます。

(3) 地域ビジョンの基本方針（具現化へ向けて）

地域ビジョン実現へのために、地域での担い手（組織・団体・個人）や行政での担当部署を設定し、それぞれの役割分担を確認しながら事業プランをまとめます。

(4) 庁内の体制整備

事業プランのまとめや利活用案の検討にあたっては、地域ごとに窓口となる担当課を設定し、事業内容により庁内の関係課で役割分担を行い横断的に取り組んでいき

ます。関係課の調整は市民協働推進部政策課が担います。

また、利活用の具体的な方針が決定した施設については、利活用に応じた施策を担う所管課を決定し、事務処理を行うこととします。

【検討の流れ】

